

### 第3回共通到達度確認試験試行試験の基本的な方向性（案）

平成28年 月 日  
中央教育審議会大学分科会  
法科大学院特別委員会共通到達度  
確認試験システムの構築に  
関するワーキング・グループ

#### はじめに

- 共通到達度確認試験（仮称）（以下、「確認試験」という。）については、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下、「特別委員会」という。）のもとに設けられた「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ（平成24年）」において、未修者教育の質保証を図る観点から構想されたものであるが、平成25年7月の関係閣僚会議決定においても、これを既修者にも適用できるものとして、その基本設計を検討することとされたところである。
- その後、特別委員会のもとに設けられた「共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ（平成25年）」において基本設計が示され、また、平成26年11月に文部科学省から公表した法科大学院の総合的な改善方策においては、確認試験の平成30年度の本格実施を視野に、平成26年度から4回の試行を実施することとしたところである。
- さらに、昨年6月の「法曹養成制度改革の更なる推進について」（法曹養成制度改革推進会議決定）においては、試行対象者を法学既修者にも順次拡大するとともに、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、試行と並行して、確認試験試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとされたところである。
- 本WGでは、確認試験の本格実施までの間、試行を重ねることでその内容を発展させていくため、これまでに実施された2回の試行試験により得られた課題を踏まえつつ、今年度の試行試験の大局的な方向性を以下のとおり取りまとめることとする。

## 1. 第3回試行試験の主目的

- 全4回（26～29年度）が予定されている試行試験の3回目であることを踏まえ、今回の試行を通じて検証・分析すべき主な点を以下のとおりとする。
  - 1年次学生と2年次学生とを対象とし、全ての法科大学院生が到達すべき学修の水準を確認するための試験内容・実施方式等について
  - 試験実施後に教員がその後の学修・進路指導に活用するための情報把握や、学生自身がその後の学修の進め方等の判断材料として活用するための情報提供のあり方について
- 本格実施の際に法科大学院が全体として主体的に参画することを念頭に置きながら、文部科学省も実施体制の構築に関与することとする。
- **問題の作成に当たっては、科目の特性も踏まえつつ、法曹三者の協力を得ることとする。**

### （考え方）

- ・ 基本設計に示されているとおり、確認試験は、
  - ① 法科大学院の教育課程において学修した内容に関し、各法科大学院が進級時に学生の到達度等を確認し、その後の学修指導等に活用すること
  - ② 学生が全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握することを通じ、その後の学修の進め方等の判断材料として活用することの2点を目的としており、これらの目的を踏まえて確認試験が効果的に機能するものとなるよう、本格実施に向けて試行を重ねていく必要がある。
- ・ 本年度の試行試験は全4回が予定されている中の3回目であることから、上記のとおり検証・分析すべき課題を重点化することで、本格実施に向けた課題を効率的・効果的に検証することとする。
- ・ また、本格実施までに、法科大学院が自律的に試験の企画等を行うことができるよう、他学部等で実施されている共用試験も参考にしながら、第3回試行試験については、前回試行試験に引き続き、文部科学省が実施方針・実施細目等の作成に一定の役割を果たすこととする。
- ・ **試験の内容が実務的観点からも適切なものとなるよう、問題の作成に当**

たっては、科目の特性も踏まえつつ、法曹三者の協力を得ることとする。

## 2. 対象者・試験科目

- 対象者は、1年次（法学未修者コース）及び2年次（法学未修者コース及び法学既修者コース）の学生とする。
- 試験科目は、1年次については憲法・民法・刑法の3科目、2年次については上記3科目に民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法を加えた7科目とし、実施結果を踏まえ、本格実施の際の試験科目の在り方を検討する。

### （考え方）

- ・ 法学未修者の質保証を重点的に進める観点からは、1年次学生を対象を限定することも考えられるが、平成30年度以降の本格実施を視野に入れると、第2回試行試験に引き続き、2年次学生も対象として、検証する必要がある。
- ・ 試験科目については、これまでの試行試験で実施された憲法・民法・刑法の3科目について、更に精度を高めていくこととするが、第3回試行試験においては、2年次を対象に商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法についても試験を実施し、本WGにおいて、本格実施の際の試験科目の在り方を検討する。

## 3. 出題範囲・難易度

### （1）憲法・民法・刑法について

- 第3回目の試行となる今回の試験については、1年次学生と2年次学生で共通の問題と学年別問題を組み合わせた試験とする。
- 学年別に問題を作成する場合、共通問題を主とし、一部を学年別問題とする。
- 出題範囲を限定せず、難易度を含め多様な問題を出題することとする。
- 今年度の作問に当たっては、司法試験短答式試験との難易度の差異の在り方については特段考慮せず、法科大学院の教育課程や到達目標モデルに即した問題とすることとする。

## (2) 民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法について

- 「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」に示されている学修内容から一部を指定又は除外するか否かを科目ごとの判断に委ねることとする。試験範囲を限定する場合は、適切な時期に、受験生に対して周知を行うこととする。
- 今年度の作問に当たっては、司法試験短答式試験との難易度の差異の在り方については特段考慮せず、法科大学院の教育課程や到達目標モデルに即した問題とすることとする。

### (考え方)

- ・ 第3回試行試験では、基本設計において示された到達度の水準を踏まえつつ、2年次までの学修を通じて到達すべき学修の水準を確認するために適切な問題の在り方を検討する必要がある。
- ・ 本格実施までには、年次により問題を分けることの是非、確認試験と各法科大学院において実施される期末試験との役割分担、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」との関係性など、出題範囲や難易度等に関して解決すべき課題があるところ、今後、本WGにおいてその検証が行えるよう、試行を通じて関係する情報を収集・整理しておくことが必要である。
- ・ そのため、今回の試行試験については、1年次学生と2年次学生で同一の問題と学年別の問題の両方を使用して、結果を検証するとともに、問題の内容としては、思考力を確認する問題を含め多様なものとし、所属するコースや年次毎に結果を分析することとする。また、検証の参考となるよう、これまでの試行試験の結果も参照し、過度に難しい問題とならないよう留意しつつ、問題の難易度や内容の多様性にも配慮することとする（「4. 受験者情報の把握・取扱い」も参照）。
- ・ なお、「法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議）」では、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定することについても記載されており、本格実施の際にはこのことについても十分配慮する必要がある。

#### (1) 憲法・民法・刑法について

- ・ 各学年で共通の問題を使用する方が、学年ごとの到達度の差異を把握しやすく、また、2年次の学修によって修得が期待される能力は、短答式の試験で測定するには限界があるとも考えられる。しかしながら、現在、試行段階にあることに鑑み、学年別問題を使用することの影響を把握することも必要と考えられる。
- ・ 学年別問題を使用する場合、上記の観点から、共通問題を主とし、一部を学年別問題とすることが適当と考えられる。
- ・ また、この3科目については、これまでに実施された2回の試行試験では、特に出題範囲を限定せずに試験を実施しても概ね良好に到達度を判定することができるため、引き続き出題範囲の限定は不要と考えられる。

#### (2) 民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法について

- ・ 新規に実施する4科目では、履修状況の実態調査によれば、多くの法科大学院が2年次までの履修範囲に含めていない又はごく基礎的な学修にとどめているとする部分が見受けられ、当該部分については、試験範囲から除外することも考えられる。
- ・ しかしながら、調査結果をすべて考慮しようとする問題作成が難しくなるとともに、除外された範囲については勉強する必要がないとのメッセージを学生に発してしまう恐れがある。また、重要性の度合いは、授業の中で学生に自然に伝わることから、明示して除外するまでの必要性に欠けるとも考えられる。
- ・ これらの考慮事項は、科目によっても事情が異なるため、試験範囲を限定するか否かは、科目ごとの判断に委ねることが適当である。ただし、試験範囲を限定する場合は、適切な時期に受験者に対して周知を行うことが必要である。

### 4. 受験者情報の把握・取扱い

- 各問題の難易度等の適切性を検証できるよう、試行試験の問題ごとに、
  - 法学未修者・1年次

- 法学未修者・2年次
- 法学既修者・2年次

に区別して正答率等を把握するとともに、個人情報の取扱いに留意しつつ、個別の受験者の情報を各法科大学院に伝達することとする。

- ただし、試行段階にあることを考慮し、今年度の試行結果は受験者の進級判定等に利用せず、確認試験の結果分析や学修指導のために使用することとする。
- **各法科大学院において、司法試験成績と確認試験の結果との相関関係を分析できるようにデータを保管する。**

#### (考え方)

- ・ 確認試験の本格実施に向けて、精緻な分析を行うためには、個人情報の保護に配慮しつつも、確認試験の結果と法科大学院の学修状況等との関連性を整理するため、受験者個々の試験結果に関する情報（以下、「受験者情報」という。）を把握することが必要になる。
- ・ 更に、将来的な司法試験短答式試験の免除の可能性も想定しつつ、司法試験の合格状況も含めた相関関係を分析できるようにすることが必要である。
- ・ そのため、情報セキュリティに十分に留意した上で、受験者情報を各法科大学院に適切に伝達することとする。
- ・ 特に、受験者情報については、試行試験であることを考慮し、今年度の試行結果は確認試験の結果分析や学修指導のために使用することにとどめるものとし、進級判定等に利用されないことがないよう十分な管理を行うものとする。
- ・ なお、受験者情報の各法科大学院への伝達については、これを進級判定等に利用すると誤解を学生に与えないようにするため、第2回試行試験と同様に、4月以降に行うこととする。

## 5. 実施方式

- 第3回試行試験については、各法科大学院共通の日程で、**平成29年3月16日（木）に実施**する。
- 解答方式はマークシート方式とする。



### (考え方)

- ・ 第3回試行試験については、平成29年3月16日(木)に実施することとするが、次回の試行試験の実施に当たっては、将来的な進級判定への活用、**社会人学生の受験機会確保**の観点から、学事日程との関係を踏まえ、適切な日程を検証するものとする。
- ・ これまでの試行試験の結果によると、マークシートによる解答方式においては、**発展的・応用的な思考能力を具体的に確認することには限界があるが、基本的な知識や思考力、論理力を確認することは十分に可能と考えられる。**
- ・ また、法科大学院における学修の到達度を確認するための試験としての性格や、仮に進級判定等に利用する場合、**短期間で多数の答案を採点する必要**があること等に鑑みれば、**マークシート方式による実施が適切と考えられる。**
- ・ そのため、今年度の試行試験はマークシート方式による実施を継続することとする。
- ・ なお、CBT形式については、問題作成量が膨大となり負担が著しく増加すること、かかる経費と収入との関係等解決すべき課題が多いことから、試行試験の結果や将来的な運営主体の在り方と併せて検討することとする。

## 6. 試験結果の活用(情報提供)

- 試験実施後の適切な時期に、各設問の解説や全体分布等の情報を公表することとする。
- **特に、試験の解答・解説については、試験当日に公表することとする。**

### (考え方)

- ・ 受験者が試験結果をその後の学修に適切に活用していくためには、全国レベルにおける得点分布等とともに、各設問の難易度、出題趣旨や背景を含めた問題の解答・解説についても早期に公表していくことが必要であると考えられる。
- ・ また、実際に指導にあたる教員にとっても、学修の盲点等を把握し、その後の学修指導に活かせるようにするため、誤答傾向等を整理できるようにしておくことが必要であると考えられる。

- ・ 特に、解答・解説については、受験者の復習に資するため、試験当日に公表するものとする。また、学修定着度に課題がある学生についても、適切な形で復習が可能となる解説があることが望ましい。
- ・ このような取組を通じて、受験者にとっての試験の有用性を高め、もって、試行試験の受験者数が増加することが望ましい。

## 7. その他

- 第2回試行試験の問題作成等については、過去の試行試験により得られた成果や課題等の蓄積を活かしながら、**実施科目の追加に対応するため**、東京大学、京都大学、一橋大学に**加えて神戸大学**を中核としつつ、各法科大学院の協力の下に実施するものとする。
- また、実施方針や実施細目等については、本WGのほかに検討チームを設けて検討を進めていくものとする。
- 今後の試験のあり方の検討に資するよう、試行試験に参加した学生・法科大学院からの意見を聴取することとする。